

荒神山自然の家の料金改定について（お知らせ）

彦根市荒神山自然の家の利用に伴う使用料（宿泊室使用料および施設等使用料）について、次のとおり料金改定を行いますのでお知らせします。

利用者の皆様にご負担をおかけすることになり誠に恐縮に存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

彦根市教育委員会

改定期日

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日

- ・改定期日以後に使用申請される場合の使用料を改定後の料金とし、改定期日の前日（同年 9 月 30 日）までに使用申請された場合は現行のとおりとします。

宿泊利用に伴う使用料の改定

平成 31 年(2019 年)10 月 1 日に消費税率が 8%から 10%に改定されることに伴い、宿泊利用に伴う使用料（宿泊室使用料および施設等使用料のうちキャンプ場の使用料）については、消費税率引上げ分の料金改定を行います。

《宿泊室使用料》

区 分	単 位	現 行 料 金		改 定 後 料 金	
		市内の団体	市外の団体	市内の団体	市外の団体
幼児以下	1 人につき 1 泊当たり	無料		無料	
児童および生徒		510 円	1,020 円	520 円	1,040 円
学生等		770 円	1,540 円	780 円	1,560 円
一般		1,020 円	2,040 円	1,030 円	2,060 円

- ・宿泊室使用料を徴収する場合は、施設等使用料を徴収しません。
- ・宿泊室使用料は、食事代、リネン費、クラフト代、薪代その他の費用を含みません。
- ・「幼児以下」とは、小学校就学前の方、「児童および生徒」とは、小中学校等の児童および生徒、「学生等」とは、高等学校等、専修学校、各種学校の生徒および高等専門学校、大学の学生、「一般」とは、幼児以下、児童および生徒ならびに学生等以外の方をいいます。

《施設等使用料》

区 分	単 位	現 行 料 金		改 定 後 料 金	
		市内の団体	市外の団体	市内の団体	市外の団体
キャンプ場	1 区画につき 1 泊当たり	1,020 円	2,040 円	1,030 円	2,060 円

- ・キャンプ場の使用料は、テントおよびその附属備品の使用料を含みます。

《裏面に続きます。》

日帰り利用等に伴う使用料の改定

主に日帰り利用に伴う使用料（キャンプ場を除く施設等使用料）については、消費税率引上げ分の改定と併せ、業務コストを基準とした改定を行い、適正な受益者負担をお願いするものとします。現行料金と提供サービスに係る経費を比較すると30%以上の乖離があるため、消費税計算前の現行料金を30%引き上げたうえで、消費税率引上げ分の料金改定を行います。

《施設等使用料》

区分	単位	時間区分	現行料金		改定後料金	
			市内の団体	市外の団体	市内の団体	市外の団体
集会室	1施設につき 時間区分当たり	午前	1,230円	2,460円	1,620円	3,240円
		午後	1,640円	3,280円	2,170円	4,340円
		夜間	1,230円	2,460円	1,620円	3,240円
学習室		午前	610円	1,220円	800円	1,600円
		午後	820円	1,640円	1,080円	2,160円
		夜間	610円	1,220円	800円	1,600円
指導棟		午前	770円	1,540円	1,010円	2,020円
		午後	1,020円	2,040円	1,350円	2,700円
		夜間	770円	1,540円	1,010円	2,020円
リバーボート	1人につき1回当たり		100円	200円	130円	260円

新たな施設等使用料の設定

研修棟、創作活動棟（クラフト棟）および陶芸窯の使用について新たに施設等使用料を設定し、施設利用に係る適正な受益者負担をお願いするものとします。

《施設等使用料》

区分	単位	時間区分	現行	改定後料金	
				市内の団体	市外の団体
研修棟1階	1施設につき 時間区分当たり	午前	無料	400円	800円
		午後		540円	1,080円
		夜間		400円	800円
研修棟2階		午前	無料	570円	1,140円
		午後		760円	1,520円
		夜間		570円	1,140円
創作活動棟 (クラフト棟)		午前	無料	1,220円	2,440円
		午後		1,630円	3,260円
		夜間		1,220円	2,440円
陶芸窯	1回当たり		無料	30,000円	60,000円

- ・ 宿泊室使用料を徴収する場合は、施設等使用料を徴収しません。
- ・ 施設等使用料は、食事代、クラフト代、薪代（野外炊飯用、キャンプファイヤー用および陶芸窯用）その他の費用を含みません。
- ・ 「午前」とは、午前9時から正午まで、「午後」とは、午後1時から午後5時まで、「夜間」とは、午後6時から午後9時までをいいます。
- ・ 集会室、学習室、指導棟、研修棟1階、研修棟2階および創作活動棟を同時に複数の団体が使用する場合の使用料は、使用団体数で均分した額とします。（1円未満切捨）